

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第2回）

1 日時 令和6年6月7日（金）15時16分～17時03分

2 場所 Web会議

3 出席者

(1) 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）

石井 夏生利、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、野口 貴公美、藤井 威生、
森 亮二（主査）（以上6名）

(2) オブザーバー

警察庁刑事局捜査支援分析管理官

(3) 関係者ヒアリング（説明順）

東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天コミュニケーションズ株式会社、Coltテクノロジーサービス株式会社、アルテリア・ネットワークス株式会社、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会

(4) 総務省

木村 公彦（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

(5) 事務局

平松 寛代（番号企画室長）、中田 五月（番号企画室課長補佐）

4 議題

(1) 電気通信番号制度の現状について

(2) 関係者ヒアリング

(3) その他

【森主査】 それでは、始めさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループの第2回会合を開催いたします。

本日、御都合により、相田構成員と星構成員は御欠席と伺っております。藤井構成員と

石井構成員は途中で御退席の御予定と伺っております。

それでは、まず事務局より、開催に当たりましての御説明をお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

まず、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局におきまして、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

また、本日の会合につきましては、記録のため、録画をさせていただきますので、御了承いただければと思います。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきます。映像もオフにさせていただきますよう、お願いいたします。御発言を御希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただきますよう、お願いいたします。それを見まして主査から発言者を指名させていただきます方式で進めさせていただきますと存じます。発言の際には、マイクをオンにさせていただきます。映像もオンにして御発言いただければと思います。また、御発言が終わりましたら、いずれもオフに戻させていただきますよう、お願いいたします。

もし接続に不具合があるような場合がございます。速やかに再接続を試していただきますよう、よろしく申し上げます。その他、チャット機能で随時全員宛てに御連絡いただければ対応させていただきますので、何かありましたらチャット機能を御活用いただければと思います。

事務局からの注意事項は以上となります。

続きまして、配付資料の確認となります。本日の資料ですけれども、議事次第及び資料2-1から2-9の計9点となっております。

事務局からは以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、議事に入っていきたいと思います。

本日は、議題の1つ目、関係者ヒアリングといたしまして、電気通信事業者及び事業者団体から、電気通信番号の犯罪利用に対する対策の現状についてプレゼンテーションをしていただきます。本日、各社、各団体からのヒアリングでございますけれども、まずは電気通信事業者7名様から各5分以内で御説明いただきます。その後、一般社団法人日本ユ

ニファイド通信事業者協会様から10分以内で御説明いただきまして、御説明が終わった時点で、そこから質疑等の時間を取らせていただきます。

それでは、ヒアリングに入りたいと思います。まずは、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社から御説明をお願いいたします。

【東日本電信電話】 それでは、東西連名の資料ということで、東日本から御説明させていただきます。

まず、背景というところでございますが、特殊犯罪に関しましては手口が年々巧妙化、複雑化してございまして、下に示しております発生状況から踏まえましても、認知件数、被害額も依然として高い水準で推移している状況でございます。こうした状況を受けまして、我々、お客様にできるだけ安心して固定電話を御利用いただくために、当社といたしましても、後ほど御説明いたしますが、特殊詐欺対策サービスの提供ですとか、警察や自治体と連携した周知活動等に努めているところでございます。また、犯罪等に固定電話が利用されるケースもあると認識してございますので、犯罪利用抑止の観点からも、番号の利用停止措置に加えて、2023年1月に改正されました電気通信番号計画の施行に伴いまして、取組を強化しているところでございます。

まず改正番号計画を踏まえての対応ということで、我々には、大きく分けて一般のお客様とコラボの事業者様がございますので、当社の取組に対して御説明いたします。

まず一般のお客様の契約に関してでございますが、右の下のほうに書かせていただいておりますように、当社の取組としては大きく2点、実施してございます。

1点目が契約約款の変更ということでございます。こちらは、電気通信事業用途で利用される場合に、まず当社へ申告することや、認定を受けた番号に関わる使用条件を遵守いただけることを義務づけております。また、違反しているおそれがある場合に関しましては、総務省様に通報するというようなことを明記してございます。

あと一点、注文受付フローの変更でございます。こちらは、ユーザーから電気通信事業用途である旨の申告がない場合でも、当初から能動的に利用用途についてヒアリングを行うような対策を実施してございます。また、事業用途と判断されたケースにおきましては、電気通信番号の使用計画の認定状況を確認して、さらに未認定の場合に関しましては、フォローアップ等をユーザーごとに対応しているような状況でございます。

次は御先事業者様との契約でございまして、光コラボレーション事業者との対応ということでございまして、こちらも関連法令を遵守いただくように対応してございまして、下

のほうに当社の取組を記載させていただいております。

こちらも2点ございまして、契約関連書類の変更ということで、まず契約書上に、番号計画の法令・ガイドラインの遵守を求めるほか、詳細な運用を定めるマニュアル等を改正いたしまして、番号使用計画の認定申請を要請しているような記載に変更しております。

また、先ほどと同様に、番号使用計画の認定状況のモニタリングを実施してございまして、こちらは、未認定の事業者様に関しましては当社より個別に連絡を取って認定申請を要請したり、複数回の要請にかかわらず未認定の状態が続く事業者様に関しましては配達記録付郵便等で依頼したりするような対応をしております。その上でやはり未認定の場合に関しましては、総務省様へ通報するような流れとなっております。

次のページをお願いいたします。こちらは番号利用停止スキームでございまして、前回の会合で詳細の説明がございましたので、本日は説明を割愛させていただきます。

次のページをお願いいたします。先ほどまでは改正された番号計画に関する対応でございまして、それ以外の対応ということで、下に4点ほど記載させていただいております。

当社といたしまして、まず特殊詐欺対策サービスの提供ということでございまして、特殊詐欺対策用のアダプターを設置して、通話データを解析しながら、疑いがある場合はメールや電話で注意喚起するようなソリューションを提供してございまして、そちらの工事費、月額利用等々を、受付期間、台数を限定して無料化するような施策を行っております。

2点目でございますが、これまで実施してございませんでしたが、番号変更の工事の対象を「犯罪被害」にも拡大して、工事費を無料化するような対応も行っております。3点目でございます。契約者または同居の御家族が70歳以上の場合に関しましては、お客様からの申出によりまして、番号を通知するナンバー・ディスプレイ並びに非通知の電話に関しましては、発側のほうに発番号通知での再発行をリクエストするナンバー・リクエストサービスの初期工事費、月額利用料の無償化という取組も行っております。最後、4点目でございますが、警察、行政との連携によりまして、犯罪対策の訓練ですとか、あとは配布チラシ等の作成をしながら、関連各社と協力しながら啓発活動を行っているような状況でございます。

こちらは参考でございまして、先ほど4点目で述べさせていただきました、警察と連携した取組の状況の抜粋でございます。こちらは、東西ともに、それぞれの県警、府警の方とともに、電話詐欺の被害防止に関する取組をしているところでございます。こちらは参考で御確認いただければと思います。

東西の説明は以上でございます。

【森主査】 御説明ありがとうございました。御質問はまたお時間を設けておりますので、このままプレゼンを続けていただきたいと思います。続きまして、KDD I 株式会社から御説明をお願いします。

【KDD I】 ありがとうございます。KDD I でございます。それでは、弊社の御説明をさせていただきます。

弊社ですけれども、今回、現行の番号使用計画制度等々で定められているもの以外で弊社が追加で対応している対策を2点、御紹介させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、こちらは上段のほうです。転送電話役務に関しまして、定期的な住所確認を転送不要郵便で行っております。こちらは重要事項説明の抜粋になりますけれども、所在が確認できない場合は本サービスの解約手続をするといった措置をとることをあらかじめ御了解いただいた上で、サービスの提供を行わせていただいております。

続きまして2点目でございますが、2段目、違法な利用が発覚した回線につきましては、利用停止を行うことを約款で定めさせていただいております。下が弊社の光ダイレクトサービスの一例になりますけれども、こちらのように約款で明記させていただくことによりまして、万が一、不正利用が発覚した場合には利用停止をさせていただくといったスキームを、こちらでは取らせていただいております。

簡単ですが、KDD I の説明は以上でございます。

【森主査】 御説明ありがとうございました。それでは、引き続きましてソフトバンク株式会社から御説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。ソフトバンクでございます。

弊社も1枚で御説明を差し上げたいと思います。

まず上段の部分です。電気通信番号の犯罪利用対策として独自に取り組んでいる内容でございますが、当社としては、前回御説明がありました番号利用停止等スキームの取組をしているところでございます。また、電気通信番号の適切な利用対策という観点で、番号計画にのっとった対応を遵守しておりまして、例えば、電話転送役務提供時の利用者の本人確認や拠点確認などを行っております。ただ、こうした対応は事業者共通であると認識しておりまして、当社独自でという取組は特にないというのが実情でございます。

下段の部分です。電気通信番号の犯罪利用対策における課題というところなのですが、当社としては、やはり犯罪目的の利用を事業者としてあらかじめ認知するというの

は難しいのかなといったところで苦慮しているところがございます。

御説明は以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。引き続きまして、NTTコミュニケーションズ株式会社から御説明をお願いします。

【NTTコミュニケーションズ】 NTTコミュニケーションズでございます。よろしくお願いたします。

こちらのページは、弊社が犯罪利用対策として取り組んでいる内容でございます。基本的には、番号使用計画並びに告示等に沿った内容がほとんどではございますが、一通り御説明をさせていただきます。

まず申込み時につきましては、登記情報の確認や与信調査の実施、また電話受付代行業務及び電話転送サービス業務など、犯罪収益移転防止法の特定業務に該当する場合は、そちらの取引時確認等の義務事項を実施しております。詳細は今日、御説明を省きますが、参考1で示しておりますけれど、取引形態に応じた確認方法を定めて、ツールを用いた運用をしているという内容でございます。

2つ目が、契約時の対応でございます。こちらは、番号使用計画の認定及び使用条件の遵守、そして番号停止スキームにおける対応というものを実施しております。

3つ目が卸事業者への対応ということで、そのうち1つ目が、卸事業者の番号使用計画の認定確認と、番号使用条件遵守の同意締結を全件実施しております。また、犯罪収益移転防止法の取引時確認等の義務事項で卸事業者として対応が求められる事項につきましても、卸先においてきちんと実施するように説明及び要請を行っております。こちら詳しくは参考2の中で示しておりますが、電話転送機能を悪用した特殊詐欺等に対する制度運用の在り方が整理されたことを受け、サービス提供の改善に取り組んでいるというところでございます。

4つ目が運用対応でございます。こちらは、特約等、個別契約で提供する場合の提供条件を、犯罪利用対策という形でモディファイして設定しているという内容でございます。詳細については、社外秘の事項が含まれておりますので割愛させていただきますが、こういったことで犯罪利用対策に取り組んでおります。

また、犯罪利用対策における課題ということで弊社として考える点でございますが、電気通信事業者としては、サービスが犯罪に利用されるという実態や、事前にこれが利用されるという想定ができないことから、やはり関係省庁様と事業者間で有効なスキームを運

用、展開した上で、特に事業者一律で取り組めるような施策を実施するというのが課題かなと考えております。

簡単ですが、弊社の発表は以上でございます。ありがとうございました。

【森主査】 ありがとうございました。では続きまして、楽天コミュニケーションズ株式会社から御説明をお願いします。

【楽天コミュニケーションズ】 楽天コミュニケーションズです。本日は弊社の犯罪利用対策につきまして御紹介させていただきます。

まず、楽天コミュニケーションズの概要でございますが、簡単に説明させていただきます。番号指定事業者、楽天モバイルから卸提供を受けまして、主に特定IP電話番号（050番号）をメインに、企業向けに通信サービスを提供しております。この後に御紹介します犯罪利用対策につきましても、主に特定IP電話番号（050番号）の犯罪利用対策となります。

まず1つ目は、一般契約（約款契約）における弊社の取組を2点ほど御紹介させていただきます。

1つ目としましては、新規契約時の本人確認強化ということで、今年の4月から、050アプリ電話につきましても、携帯電話不正利用防止法に基づきます本人確認が義務化されておりますが、弊社としましては1か月前倒しの3月から、さらに050アプリ以外の全ての050IP電話につきましても、契約時の本人確認を実施しております。また、個人事業主の新規契約につきましても、官公庁の証明書をつけていただくといった形で、事業の名称ですとか所在の確認を追加対策として実施しております。

次に、2つ目としましては、契約後の番号の追加というところで、こちらにつきましては、ウェブで電話番号の追加ができるのですが、月間にお申込みできる番号数の上限を設定しております。

次はこちら、卸契約という部分になります。卸契約につきましては、まず1点目が契約書における対策でございますけれども、当然、番号計画の確認ですとか、契約書において各種法令の遵守ということはおたっております。さらに追加としまして、二次卸の原則禁止というところを入れておりまして、こちらによりまして、卸契約の複数階層化によるブラックボックス化的なことをしっかりと卸事業者も監視できる体制を整えております。

また、先ほどNTT東西様からお話ございましたが、2点目として営業対応の部分につきましても、一般契約で御契約していただいたお客様の中で、電気通信事業用途という

可能性があるお客様につきましては、営業から個別に卸契約への変更といった部分の対策も実施しております。

最後に課題という部分なのですが、冒頭でも御説明しましたとおり、3月から我々は050番号の新規契約時の本人確認を実施しておりますが、特に法人契約における契約者の担当者の本人確認について、なかなか御理解をいただけないケースがあるということを営業担当から聞いております。実際、契約者の多分9割方、8割、それぐらいは犯罪とは一切関係ない一般のお客様でございますので、犯罪利用対策を今後検討していく中で、事業者側の取組だけではなく、一般のお客様の御理解をいただくということが重要になってくると思いますので、広く一般のお客様に対して理解を深めていただくための方策もしっかりと御検討いただきたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは続きまして、C o l tテクノロジーサービス株式会社から御説明をお願いします。

【C o l tテクノロジーサービス】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。C o l tでございます。

これから、C o l tが取り組んでおります犯罪利用対策に関する取組について5点、説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目、約款なのですが、これは各社様とも共通で、弊社の電話サービス等の約款において、詐欺的な行為もしくは公序良俗に反するような行為、通信を妨害するような行為というところを具体的に明記した上で、そのような対応で利用しないことというのを記載させていただいております。

2点目が、KYCプロセスという、いわゆるこれは取引時確認についてのお話なのですが、弊社のお客様から、もしくは弊社との取引の希望を受けた際に、当社の規定のKYCというフォームを用意してございまして、そこに担当営業が記入を行った上で、例えば企画本部やファイナンス各部にてレビューを行って精査、承認をしております。先ほどNTT東西様と楽天コミュニケーションズ様もおっしゃられていたとおり、担当営業が、例えば登録住所と請求住所の照合を行ったり、あとはファイナンスの部門でクレジットチェックを行ったりして、実在性とファイナンシャルリスクというような測定を行わせていただいております。それから、弊社が外国資本の外資の会社ということもあって、この精査と承認を行った上で、英国の本社のマネジメントも含めて最終承認を行っているということ

で、日本国内だけでなく本社側にもしっかりと情報共有をするという取組をさせていただいております。

3点目が番号照会です。もし全国の警察からの照会問合せがあった場合には、当社にセキュリティ部門の担当者がございますので、その者が都度対応して、かつ契約の解約依頼の一報がございました場合には、それもセキュリティ部門の担当者が行わせていただいております。それから、毎月の照会件数というのをリスト化しております。月末で締めたものを翌月の頭にはリスト化して、それぞれ経営企画本部やファイナンスの部門へ、セキュリティ部門の担当者から報告を行っております。それから、例えば前月までと比較して著しく照会件数が増えているような場合には、担当営業から、エンドユーザーさんの御利用状況や、どのような用途で使われているかというようなところを担当営業から確認するようなステップを1つ入れることで、利用状況の把握というのをできるように努めております。

4点目が番号の解約依頼です。これはもう、全国の警察や捜査機関から、電話番号の解約依頼があった場合には、同様にこちらからも顧客に対して解約依頼を出しております。かつ、もし合意があつて解約された番号があった場合には、当社内でブラックリスト化して、それが他顧客に提供されてしまうことがないような仕組みというのもつくっております。

最後がレポートとモニタリングです。トラフィックの著しい増減があった場合には、それを、音声トラフィックの分析を行うために音声交換機と連携するシステムを保有しておりますので、トラフィックの急増等があった場合には、例えばまた担当営業を交えて、どのような用途でどのように使われているかというのを確認することで、いわゆる犯罪利用がないような、できるだけ撲滅するような方向で、弊社の中で通信の秘密等に抵触しない範囲で、できることをやらせていただいているという状況でございます。

以上、弊社からの取組の御紹介でございます。

【森主査】 御説明ありがとうございました。では続きまして、アルテリア・ネットワークス株式会社から御説明をお願いします。

【アルテリア・ネットワークス】 アルテリア・ネットワークスです。

当社の電気通信番号の犯罪利用対策について御説明させていただきます。

当社の利用の対策ですけれども、まず取引開始時の確認事項をまとめた社内マニュアルを整備しております。こちらは、電気通信番号の犯罪利用対策に特化したものではなくて、

当社の取引全体に適用するものを整備しております。

こちらの社内マニュアルに従って、以下の取引開始の可否ということで、以下の4点で問題がないかどうかというのを確認しております。1点目が取引リスクの確認ですが、こちらは、それらの情報が掲載されている外部の企業データベースを利用して確認しております。2点目が本人確認ですが、本人確認に関しては、履歴事項全部証明書による確認に加えて、そのほかの確認内容と総合して、必要に応じて現地の確認を行っています。こちらに関しては、現地の所在地確認以外に、例えば事務所周辺の環境や、対面でいろいろ打合せをしたときの役員とか従業員の方の言動とかのチェックをした上で判断しております。その次に3点目が、外部の調査会社による信用調査の結果の確認をしております。最後の4点目がビジネスモデルの確認ということで、こちらは、当社の電気通信番号利用のお客様というのは法人で、かつ卸先が多いので、ビジネスモデルの確認というのをしております。ここで、サービス内容や電気通信番号使用方法、使用数などをヒアリングしております。

この4点で確認した結果、取引が可能となった場合に次のページになります。具体的に契約のときですけれども、こちらに記載したとおり、法令の遵守、犯罪防止のために、このような内容を記載したような個別の契約書を締結しております。その上で最終的に提供する番号数ですが、基本的には大量の番号を同時に発行するというのはおこなっておらず、原則1番号単位ですが、卸提供事業者の場合に関して言うと、新規の場合に関しては、ビジネスモデルを確認した上で、それに必要な最低限の数、契約後の追加に関しては、番号の使用状況とか空き番号の有無や、追加の理由を確認して、その際の必要最低限の数を提供しております。

【森主査】 御説明ありがとうございました。それでは続きまして、最後になりますが、一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会から御説明をお願いします。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 発表させていただきます。

当会の発表資料2ページ目についてご説明いたします。多くの皆さまにJUSAと呼んでいただいておりますが、日本ユニファイド通信事業者協会自身は、いわゆる電話転送サービスを提供する事業者を中心に組織された団体でございます。2019年に設立された比較的新しい団体でございます。現在は69者の事業者が加入しています。

3ページ目。当協会は設立当時から、特殊詐欺等にクラウドPBXが使われていたというところを承知しておりましたので、設立時に設定した活動目標の3番目に「社会問題への

対処」を設定いたしました。不適正な利用の対策、防犯への貢献ということと、JUSAの協会の会員のような、善良な事業者が活躍できる市場をつくっていかうという形の目標を定めて、活動してきました。

4ページ目。この活動目標をベースに、これまでの活動を時系列に並べたものがこちらになります。2019年4月に協会を設立しまして、今日の2024年までできる範囲でこつこつとやってきたところです。まずは反特殊詐欺に関する一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会様との共同声明から始まりまして、その後不適正な事業者やサービスの申告窓口の運用を開始しました。

続いて、2020年11月には、総務省様、警察庁様、JUSAが連携して、番号停止スキームの運用を開始しました。JUSAの事業者自身が特殊詐欺等に利用された番号を積極的に停止しています。

同じ月に第1回目の通信事業者事業者向け法令遵守セミナーというのを開催させていただいております。いわゆる一般企業ではなく、電気通信事業者の人たちに向けたセミナーです。法令の改正に伴い、我々自身がどういったことをしなければいけないのかというようなことを学ぶセミナーになります。このセミナーは一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)様、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会(JAIPA)様、一般社団法人テレコムサービス協会様、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様と共催という形で運営しており、その後4回開催しております。

続きまして、2024年1月には、能登半島沖地震の避難所へクラウド電話を設置して無料開放をしております。また、4月には、総務省様の議論とりまとめをうけ、電話系事業者の評価機関設立についてJAIPA様とTCA様と合意しまして、設立に向けた準備を開始しているところでございます。これらの赤字の部分については、以降のスライドで御説明いたします。

5ページ目。まずウェブサイトで不適正な事業者やサービスの申告を受けるという点についてですが、以前の総務省様番号政策委員会の議論で、「JUSA自身がそういった不適正の事案の申告窓口を設置するなどして、民間の対応として柔軟にやってはどうか」という主旨のお話がありましたので、これを受けてJUSAのほうで窓口を開設し、対応させていただいております。実際に申告実績はございまして、申告者は一般法人よりも、電気通信事業者が多い印象を受けるのですが、例えばとある事業者が法令を遵守していないのではないかというような申告を受けております。JUSAはそれを適宜、政府の総務省様

や警察庁様と共有しながら対応を進めております。

6ページ目。T C Aさんも含めて総務省様、警察庁様と連携しまして、特殊詐欺等に利用された番号を即時停止するというような運用を行っております。J U S Aの場合、外国企業や小規模事業者も加盟するなど、多様な事業者さんがおられますので、加盟時の事業者の確認や教育を実施し情報管理の徹底に気をつけながら、番号停止の運用を行って来ているといったところでございます。

7ページ目。J A I P A様、T C A様、テレコムサービス協会様、ケーブルテレビ連盟様とともに、主に通信事業者向けに無料のセミナーを行って来ました。総務省様や警察庁様に講義のご協力をいただきまして、その都度、その時事に応じたアップデートを行っているといたるところです。これらのセミナーは、協会会員以外の事業者にも開放していません。

8ページ目。総務省様において電話転送事業者の品質に係る客観的判断の調査検討会というような議論がございました。こちらの報告をベースに、電話系事業者の認定制度を構築しているところでございます。番号指定事業者（卸元事業者）さんが、相手方の認定マークの取得の有無を確認して卸取引することで不適正の利用を防止していくという想定ですが、もう一つは、利用者の目線です。実際に番号を買ったりサービスを買ったりする目線からも、事業者を選ぶ際の選定指標として活用いただくことを目指していきます。T C A様、J A I P A様とは評価組織の設立に合意しておりまして、他団体さんとも今お話を始めているところでございます。仮称で電話サービス評価協議会としておりますが、協議会で審査基準の策定を行った後、審査を実施していきまして、各事業者さんからの申請をベースにマークを付与していきます。マークを付与している事業者間での取引を推奨していきます。結果的に、いわゆる適正な利用を行っている事業者が見える化されることで、不適正な事業者に対する番号の卸取引を防止するものです。もう一つは、右側にございますけれども、利用者に対し、認定マークを持っている事業者のサービスから購入・選定していくことを啓発していくことで、いわゆる不適正な事業者にお金が回らないことを目指しています。

続きまして、9ページ目です。課題点等の整理をさせていただいているところでございますけれども、既に電話番号を提供中にもかかわらず、番号使用計画の認定を取得していない事業者をどうやって取り扱うか。この評価自身を行う際に、実際に遅延しているケースがあるため、これを暫定的に行うことが適切ではないかという点です。特に2番目が悩ま

しいところではありますけれども、海外事業者が国外に所在するため、事業法の適用外であると判断し、事業者届出すらせずに大手事業者の番号を仕入れて、適切な本人確認等を実施せず提供しているケースがあるということで、これは多数、協会でも確認できておりまして、元をたどると大手事業者の番号であるように見えています。これらも、この事業者認定制度をうまく活用することで解決・改善を図っていくことができるだろうと考えております。右側に書いてございますけれども、卸元事業者による認定取得状況の確認を徹底するとともに、事業者評価制度は英語対応を早期に行うことで、海外事業者が事業者評価を取得しやすい環境を整備することが必要ではないかと書かせていただいております。私どもは海外事業者の人たちに閉ざすのではなくて、むしろ入っていただくというところをなるべく努力していくのですけれども、業界全体として、この制度をうまく活用していくことが必要ではないかと書かせていただいております。

続きまして、制度全体の取組の部分でございますけれども、1つ目、一番上ですけれども、問題のある卸元事業者から提供を受けていると、突然に利用停止される懸念があるといったところでございますけれども、協会としましては、まず番号指定事業者や卸元事業者は卸提供（卸契約）に当たり、卸元事業者が番号使用計画の認定を取得していることを確認することが最低限必要だと考えております。ただし、認定している事業者の中には、逮捕・起訴され、判決に至った事業者もいるとのことで、そもそもそのような事業者が認定を取得できないようにする対応が必要なのではないかと考えております。いわゆる番号使用計画認定に関しては、現在そのような悪用に関する判断がないと理解しておりますので、今後は配慮されるべきであると考えております。認定、認定でちょっと混同してしまっていますが、事業者評価のほうの認定については、こういった事業者の過去や現在の行動も客観的データに基づいて判断し、それらの事業者に認定マークを付与しないことや、認定マークを持っている事業者においても不適正な番号使用が確認できた場合は迅速に認定マークを外す取組を行っていく予定です。民間の得意とする柔軟性を評価に活かすことで、事業者間の卸取引によって不適正な利用が伸びていく、広がっていくというところを防止していきたいと考えているところです。

2番目、番号卸のサプライチェーン全体で不適正利用を行う事業者の撲滅に向けて取り組むべきではないかというところでございます。先ほども申したとおり、不適正利用のケースを協会側でも様々分析しているところではあります。不適正な利用の方法はその時々によって変化しています。番号管理事業者自身も、いわゆる多段卸によってなかなか

手が及びにくい部分があったりする。実際には番号が海外に流れ、それが再度日本に環流されるケースも想定できます。番号の適正利用を推進し、不適正利用を防止する観点ではサプライチェーンの中にいる事業者たちがどれだけ網羅できるかという点が重要だと考えております。番号の不適正利用の防止を図るためには、番号指定事業者を含め、電話番号を卸提供する全ての事業者が、取引相手が適正な事業者であることの確認が重要であり、さきに紹介させていただいた、現在構築中の事業者の評価制度・認定マークの話は、この確認を行う上で有効な手段となるため、ぜひ多くの事業者さんに参加いただくことが重要であると書かせていただいております。

続きまして3点目でございますけれども、海外事業者が不適正利用の温床になりかねない懸念があるということで、先ほども前のページでもお話しさせていただいたとおり、そもそも法令の本邦外だろうというような独自の解釈に基づいて、何もせず、何も気にせず売っているというような事業者さんもたくさんいらっしゃるところでございますので、こういった海外の事業者の対応についても周知を強化していくなど、対応が必要なのではないかと考えております。例えば、海外に所在する事業者が、日本の番号を卸で入手し、海外でその番号を販売しているとき、事業法の適用である旨が、おそらく分かりやすいところに書いていないのだと理解してしまして、そういった部分を対応していく必要があるのではないかと考えてございます。

協会からは御説明は以上になります。

【森主査】 御説明ありがとうございました。

それでは、事業者、事業者団体の皆様、御説明いただきましてありがとうございます。質疑応答、意見交換に入りたいと思います。皆様からいただきました御説明につきまして、構成員から御質問や御意見をお願いいたします。特に今はこのように、事業者、事業者団体の方々にいらっしゃっていただいておりますので、チャンスですので、今後の検討のために御質問等いただければと思います。よろしく申し上げます。野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 ありがとうございます。事業者の皆様には大変貴重なヒアリングの機会をいただき、御説明をくださりまして本当にありがとうございました。大変勉強になりました。私からは大きく3点について御質問をさせていただけたらと思っております。

1点目は約款についてです。約款の実効性に関わる御質問になりますが、本日、KDDIさんから頂いた資料2-2には、約款の中に「利用を停止することがあります」という

定めを置いてくださっているという御説明だったかと思うのですが、差し支えがなければ、実際に「使用を停止することがあります」という規定の約款の実効性というか、これを使って例えば実際に停止するようなことは実務の中ではあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。これが1点目です。

2点目は、計画に関する御質問です。事業法上の番号使用計画に関する御説明も事業者さんからいただいたと思いますけれども、本日の資料2-1のNTTさんの資料の中に、計画の認定のモニタリングの話が出ています。未認定の場合には、今投影していただいている資料で、総務省へ通報されるという取扱いをなさっているというところなのですが、これは総務省さんに御質問するのがよいかと思いますが、通報を受けられた総務省は一体どういう対応をされているのかということと、あとNTTさんには、モニタリングを行われて、この計画認定という法律上の制度をめぐる周辺について、事業者さんとして忌憚のない実感ですか、この計画認定というのが機能しているのかどうか、もし事業者さんとしてコメントがあればお伺いしてみたいと思います。

3点目は、疑わしい事例の探知に関わる御質問になります。本日の御報告の中で、例えば資料2-3、ソフトバンクさんからの御説明の中に、犯罪目的かどうか、事業者の側で探知するのはすごく難しいというお話と、資料2-4のNTTコミュニケーションズさんの資料の中には、関係省庁と事業者が有効なスキームで取り組むことが重要だという御説明があったかと思うのですが、事業者側の御視点から、例えばどういう情報共有が行政と事業者の間であると、難しいながらも怪しい事例を探知することが可能になりそうとか、あとは有効な体制づくり、スキームというのをどういうふうにイメージされているのかということをお伺いできたらと思います。

長く御質問をさせていただきましたが、私からは以上の大きく3つです。どうぞよろしくお願いたします。

【森主査】 野口先生、御質問をありがとうございました。私の理解したところでは3点いただきまして、KDDIさんに、解約を実際にされているかということ。それから、NTT東西さんの通報の関係で、NTTさんと事務局にも、通報を受けてからのことですので、何かありましたらお答えいただきまして、あとソフトバンクさんとNTTコミュニケーションズさんに、探知のための情報共有等についていかがですかということについて、順次お答えいただきたいと思います。

まずKDDIさんからお答えいただきたいと思いますが、ちょっと私、関連するところ

でお尋ねしたいのですけれども、まず解約の前に、定期的に転送不要郵便で住所確認をお書きいただいているのですが、これはどのぐらいの頻度でされているかということも併せて教えていただければと思います。それでは恐れ入りますが、まずはKDD Iさんからお願いいたします。

【KDD I】 KDD Iでございます。質問を2点いただいたと思いますので、御回答させていただきたいと思います。

まず初めに、今いただいた頻度のところでございますけれども、こちらは申し訳ございませんが、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思います。もし回答が必要であれば、事務局様経由で構成員の皆様限りという形、なるべく絞った形で御回答させていただきたいと思っています。まず、これが1点目。

続きまして、約款に関する御質問のところですが、こちらに関しては、具体的なことを申し上げるのはちょっと差し控えたいとは思っておりますけれども、当然ながら、解約ではなく停止にはなりますけれども、約款に記載させていただいておりますので、実効性の有無に関しては、実効性はあると当社としては考えております。

簡単ですが、以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、お手数ですが、事務局経由で結構ですので、住所確認の手続のこと、それから実効性の有無についてということではなくて、実績があるかどうかということでしたので、実績について、解約でも提示でもいいのですけれども、そちらについてもお教えいただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは引き続き、NTTさんの通報の件ですね。これにつきまして、NTT東西さんと事務局から、御回答をお願いいたします。

【東日本電信電話】 まずNTTでございます。NTT側も、すぐに通報するというわけではございませんので、こちらから何度も、該当の事業者様に確認を取りつつ、確認した経緯で最終的に通報させていただいているというような流れで対応はしてございます。

【森主査】 ありがとうございます。事務局のほうからいかがでしょうか。通報を受けてということなのですから。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。NTT東西様から通報を受けました事業者さんに対しては、総務省から、NTT東西さんへの報告も含めて使用状況報告の提出を行うよう連絡させていただいているところでございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは引き続き、ソフトバンクさんとNTT

コミュニケーションズさんに、悪意のある事業者の探知のための情報共有等について、こういうふうになっていたらいいのではないかという御意見がありましたら、よろしく願います。

【ソフトバンク】 では、ソフトバンクでございます。当社のところでも記載はしたのですが、やはりなかなか我々として、確実に怪しいという情報が認知できないというのでもあって、上段にあります番号利用停止等スキームということで、確実にこの人は悪いことをしているということで番号利用を停止するというスキームはやっているという実態でございます。繰り返しになりますけれども、何かしら確実に怪しいという情報が提供いただけるのであれば、何かしらできるのですけれども、その判断の仕方というのが各事業者、難しいのではないかなという理解でおりまして、それを実現できないからこそ、こういう状態になっているという理解でございます。

少々答えになっておりませんが、難しいということをお伝えしたいところです。

【森主査】 なるほど、ありがとうございます。ちょっと私からもお尋ねしたいのですが、確実にないと難しいとお考えになるのはどういうことなのでしょう。

【ソフトバンク】 我々としては事業を提供するというのがありますので、その方が、怪しいかもしれないけど正しく使うのであれば、サービスを提供すべきだと思っていますので、原則提供するというスタンスから考えると、その人に対して、怪しいからといって提供しないということができないのではないかなと思っています。

【森主査】 なるほど。原則提供すべきであるというのは、契約約款上ということですか。

【ソフトバンク】 そうですね。事業を提供している身としてはそのように考えております。

【森主査】 なるほど。私がいま一つ実務慣行に疎くて申し訳ないのですが、それは、もしそういう約款なのであれば、B to Cなどですと、釈迦に説法ですけれども、割と事業者側の裁量で簡単に解約できるようにしたりしているわけですが、そういう話ではない感じですか。

【ソフトバンク】 そうですね。これはあらかじめ認知すると書いておりますけれども、最初から悪いことをするのであれば止めるべきだとは思っておりますけれども、あらかじめ悪いことをするという確証を我々は持てないので、提供せざるを得ないということかと思っております。

【森主査】 なるほど。つまりそれは、確実にというお話があったのでちょっと食い下がってしまったのですけれども、そういうことではなくて、怪しいという、そもそものきっかけすらないということですか。

【ソフトバンク】 そうですね。

【森主査】 なるほど。怪しいと思えば、いけないことはないのだけれども、そもそも怪しいような事柄の徴表すらないと。

【ソフトバンク】 そうですね。「怪しい」に関しても、何をもって怪しいかといったところの判断基準があると思いますので、基本的には我々としては提供する方向に傾くという理解でおります。

【森主査】 なるほど、そうですか。分かりました。

それではNTTコミュニケーションズさん、いかがでしょうか。

【NTTコミュニケーションズ】 NTTコミュニケーションズです。

怪しい事例の探知の件につきましては、先ほどソフトバンクさんが御発言された内容と基本、同じように思っておりますが、1つとしては、先日、TCAさんから、本日、JUSAさんから発表いただいた、警察庁様、総務省様とやっている利用停止スキームのような情報共有体制の下に実施するというのが1つの好例ではないかと思っております。

一旦、以上です。

【森主査】 なるほど。なかなか全く新しいアイデアというのは難しいという御趣旨ですかね。

【野口構成員】 どうもありがとうございました。野口です。

最後のNTTコミュニケーションズさんの御発言の中にもあったように、今日、JUSAさんの御報告をお伺いしていて、難しいとは思うのですけれども、1つの方策としては、現在法律上定められている番号使用計画という、正しい番号の使い方をする人であるということの認定の制度を洗練し、正確なものにした上で、JUSAさんがされているような事業者認定制度とコラボしていくという、何かそういうやり方もあるのかなと、今のお話をお伺いしながら考えました。どうもありがとうございました。

【森主査】 ありがとうございます。野口先生、ほかのところもお答えは大丈夫だったでしょうか。

【野口構成員】 ありがとうございます。本当に丁寧にお答えいただいて感謝しています。ありがとうございました。

【森主査】 どうもありがとうございました。野口先生、お答えいただいた皆様、ありがとうございました。それでは、お待たせしました。石井先生、お願いします。

【石井構成員】 御質問をさせていただきたかったことは野口先生主や森先生からも大分聞いていただいたと思いつつ、御議論を伺っていたところですよ。ソフトバンクさんも、あらかじめ認知することは難しいとおっしゃっている、その「怪しい」のところの理由も伺うことができよかったですと思う反面、では実際に、何かしら「怪しい」のきっかけといえますか、何か情報提供のようなものを受けて利用を停止したという事例は、実績としてもないという認識で良いかということを確認させていただきたいと思います。

それから、判断基準として、何かしら社内に設けているルールがあるのかも追加でお聞きできればと思いました。

加えて、今回の御説明を伺っていて、各社でかなり御対応の状況が違うという印象がありましたが、犯罪対策の観点からの御提案、取組状況や課題の御提示もあったところで、一定程度、法令上の対応も必要ではないかと思われることがあります。例えば、卸事業者の確認、提供の数の制限を設定する、使用計画の認定を確認する、本人確認、そして二次卸の制限など、そういったものが考えられるということかと思います。併せて利用者の目線に基づく対策や、海外事業者対策も非常に重要な点かと思いますので、法令上、一定の対策を取るということによって、犯罪対策の有効性が出てくるのではないかと思います。この辺りについて事業者の皆様の感覚を、可能な範囲で結構ですでお聞かせいただければと思います。お願いします。

【森主査】 ありがとうございます。石井先生、最初の実績に関する対応実績というのでしょうか、解約実績に関することはNTTコミュニケーションズさんにお尋ねして……。

【石井構成員】 ソフトバンクさんにですね。

【森主査】 失礼しました。

【石井構成員】 認知が難しいというところの議論の中で、判断基準ですとか、「怪しい」という、森先生とのやり取りで出てきたかなと思うのですけれども。

【森主査】 なるほど。

【石井構成員】 社内で何かしら、まとまった考え、一定の考えがあるのか、何か通報を受けて対応したことがあるのか、その辺りです。お願いします。

【森主査】 分かりました。ありがとうございます。それと、後半は皆様にお尋ねするという感じですか。

【石井構成員】 そうなのですが、各社に聞いていると時間の関係もありますので、その辺のさばきは森先生にお願いしたいなど。

【森主査】 分かりました。

それでは、まずソフトバンクさんにお尋ねしたいと思いますが、全社共通のもの以外に通報を受けたりして、あるいは何らかの端緒で解約等された実績があるか、あるいはその基準をお持ちかということについてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

【ソフトバンク】 今、明確な基準はございません。なので、我々のプレゼン資料にありましたとおり、全社共通になりますけれども、上段の番号利用停止スキームといったところで、警察様から、明らかに悪いことをしているという要請を受けますので、それに伴って停止したという実績はございます。当社独自の判断でということが、できないといったところでございます。

【森主査】 分かりました。ありがとうございます。石井先生、よろしいですか。

【石井構成員】 御回答については分かりました。他の事業者で積極的に対応されているところがある中で、プレゼンの中でも、苦慮しているという御発言にとどまっている点や、社内的に特段、一定の考え方があるわけではないという姿勢については、より犯罪対策のための効果的、実効性のある対策としてどういうことが考えられるかという積極的な姿勢をぜひお示しいただければなと感じたところです。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、後半部分についてお尋ねしたいと思いますが、まずは本人確認のことを、多分、楽天コミュニケーションズさんが最後に書かれたのはそういうことだったかと思えますし、あと、今のソフトバンクさんのお話、それからKDD I さんのお話で、なかなか対応が難しいということだったかと思えますけど、どういう法制度があれば、みたいなことの御意見をいただければと思います。特に皆様、全者でお答えいただくわけではないのですが、御意見があればぜひ積極的にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

ユニファイド協会さんからは、日本法の適用がないという解釈に基づいてというのがありましたが、電気通信事業法全体の域外適用につきましては議論があったかとは思いますが、よもや電話番号について、海外事業者だからといって日本の番号について日本法の適用がないということはないと思えますので、それは、だからどっちかという周知の問題で、法律の問題ではないと思えますけれども、法制度について何か、いかがですか。こういうものがあつたら、もっと踏み込んだ対応ができるのにか。いきなりお答えいただく

のは、もしかすると会社としての御意見みたいなことになってしまってもあれかもしれないので、ではどうしましょう。また改めて事務局に御意見いただくということでもよろしいですか。石井先生、どうしましょう。

【石井構成員】 それでも結構です。

それで、森先生御指摘の海外対策の方ですが、恐らくJUSA様が思われているのは、海外事業者に対してのコントロールが実際及んでいないところをどう手当てしていくかという問題意識だったのかなと思ったのですが。

【森主査】 もちろんそうだと思うのですが、日本法の適用がないという解釈に基づいてというお話だったので、いやいや、そんなことはさすがにないでしょうということで、多分、JUSAさんのお話としても、別にそれはそうではないのだけれども、勝手にそう考えてという御趣旨だったと思うんです。なので、はっきりとどこかで警告しておけば、そういうこともなくなるのではないかという御趣旨かなと思って伺っておりました。

【石井構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます、石井先生。それでは引き続き、大谷さんからお願いたします。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。かなり重要なところを石井構成員から御質問いただいてしまったので、何となく同じような感じのことになってしまうのですけれども、まず、今日はたくさん各社の取組について御説明いただきましてありがとうございます。

その上で、前回の検討の際には、例えば銀行口座とのアナロジーで、例えばマネーロンダリング対策などで、口座を新たにつくるときには様々な確認義務が求められているのが口座をつくるという行為だと思うのですけれども、それに近いような責務を求められた場合に対応可能であるのか。もし対応できないとすれば、その理由というか、それを教えていただければなと思って、御質問したいと思いました。例えばC o l t様からのプレゼンの中には、KYCプロセスを経て確認されるということで、そのKYCプロセスというのが今回の特殊詐欺などへの悪用というものに、どのぐらい実効性があるのかというのは、なかなか難しいところなのかもしれないのですけれども、少なくともこういったKYCプロセスといったものを必ず必須のものとするとか、そういうことについては可能なのかどうかというのを、できれば各社に簡単にコメントしていただき、もしそれについて課題があるようであれば、その理由を教えていただければなと思っております。時間がないところ、

申し訳ないなとは思うのですけれども。

そして、これも事務局において可能であればということなのですが、石井構成員からも御指摘がありましたように、各社の取組の内容というのは単なる資料上の違いで、実際になさっていることの全てが書かれているというのではないのかもしれないかもしれませんので、ちょっとマトリックス上に、これはやっていたいでいるのか、全く手つかずなのか、というような、丸とかバツとかをつけたような一覧表の形にしてもらうことができるようであれば、それを見て、もしベターなプラクティスをされている事業者さんにできるだけ近いように、どの事業者にも動いていただくことができれば、全体に悪用の可能性を減らしていけるのではないかなとも思っております、そういった資料を後で作っていただく。そのための追加の御質問などを事業者様にお願いすることができるかどうかというのも、これは今お返事いただく必要はないのですけれども、御検討いただければと思っております。

私からの質問とコメントは以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。御質問のほうなのですけれども、全くごもっともな御質問かと思いますが、ちょっと犯収法のレベルというのは、もしかしたら業種によって違ったかもしれないなという気もいたしまして、この文脈ですと、KYCプロセスなので、事業者としての登録があるものと、あと御担当の本人確認ですかね。

【大谷主査代理】 そうですね。まず番号使用計画についての認定等があるのかどうかということと、それから本人確認、場合によっては当人確認といったところについて確認させていただければと思います。

【森主査】 分かりました。それを法制度化したらどうだということですよ。

今のKYCプロセスを法定する、義務化するプロセスについて、どのようにお考えになりますかということで、事業者の皆様にお答えいただきたいと思いますが、御説明いただいた順序に従ってお答えいただいてもよろしいでしょうか。まず、NTT東西さんからお願いたします。

【東日本電信電話】 NTT東日本でございます。KYC相当の取組は我々東西でも実施してございまして、特に個人のお客様でございましたらマイナンバーカード等で確認させていただいておりますし、法人のお客様であれば登記情報等の確認も、提出を求めて確認をさせていただいているというような取組を実施してございます。あと、状況に応じまして対面で確認させていただくというようなところも実施してございますので、KYC相当の取組のほうは既に取り組んでいるということでございます。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。よく分かりました。それでは、KDDIさんからお願いいたします。

【KDDI】 KDDIでございます。まず、義務化することについての意見は、現状、私の理解不足で申し訳ございませんが、具体的にどういったこと、今、本人確認であるとか、幾つかの必要な要素は確認できているのですけれども、それが全てなのか分からないので、義務化の意味については意見を差し控えたいと思っております。いずれにしましても、義務化するに当たっても実運用で耐えられるかというところも確認は必要だと思っておりますので、そういった、本当にそれが実行できるかという観点でも確認が必要だとは考えております。

歯切れの悪い回答で申し訳ございませんが、KDDIは以上です。

【森主査】 ありがとうございます。それでは引き続き、ソフトバンクさんからお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクでございます。似たような回答になってしまうかもしれませんが、当社も加入のタイミングで、KYC相当のプロセスというものはあるという認識でございます。ただ、それをどこまでやるかといったところで、やはりそこで運用の面に落ちてくるので、どこまで厳しいことをするか、そしてそれができるのかというのは、今、一概に言えないといったところで、KDDIさんと近い回答になってしまうといったところでございます。

以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは引き続き、NTTコミュニケーションズさんからお願いいたします。

【NTTコミュニケーションズ】 NTTコミュニケーションズです。弊社も同じような回答になるかと思いますが、法令で定められている部分をベースとして、現在もKYC相当と言えるかどうか分からないですが、本人確認等の営みはしております。それ以上の部分につきましては、やはり具体的な部分がちょっと分からない時点では、できる、できないの部分は差し控えたいと思います。

以上になります。よろしくお願いいたします。

【森主査】 ありがとうございます。それでは引き続き、楽天コミュニケーションズさんからお願いいたします。

【楽天コミュニケーションズ】 楽天コミュニケーションズです。弊社の取組につきまして、先ほど御報告させていただきましたとおり、メインの050番号につきましては全件、本人確認、KYCを実施しておりますという状況でございます。

もう一点の義務化につきましては、こちらも課題のほうで述べさせていただいておりますが、結局、事業者側の努力といいますより、やっぱり一般の方々、実際の契約される方々の御理解もある程度しっかりといただかないといけないという形になります。その辺も踏まえて、しっかりと議論とか検討とか、していただければと考えております。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。御理解を得ることが必要であるというお話がありましたので、本人確認をしようとされたときに、お客さんから、何でこんなことが要るのだと言われるということになりますと、法律で義務化されたら、むしろここがすっきりするのではないかと思います、それはいかがでしょうか。

【楽天コミュニケーションズ】 法律化で、法律で義務化されたとして、法律の周知ですとか、その辺がなかなかお客様に伝わっていないですとか、そういった部分もありますので、その辺の、資料に「広報」という形で書いておりますが、そういった部分も含めて対応が必要なのかなとは考えております。

【森主査】 なるほど。ただ、個人情報なのに、何でこんなことをしなきゃいけないんですかと言われたときに、いや、もう法律で決まっているんですよ、しょうがないんです、申し訳ありませんと言うと早いかなと思ったんですけど、そういうものでもないですか。

【楽天コミュニケーションズ】 そうですね。実際、営業の現場に聞いている話によりますと、なかなかやっぱり、個人様の情報をいただくというのは難しいという話はよく聞きます。

【森主査】 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

それでは引き続き、C o l tテクノロジーサービスさんからお願いいたします。

【C o l tテクノロジーサービス】 ありがとうございます。まず義務化に当たって、法令等で義務化をするに当たっては、やはり先ほどもコメントがあったとおり、どんな項目を義務化するかによってかなり内容が変わってくるかと思っておりますので、それについてのコメントは、実際に何が義務化されるのかということが分かってからにさせていただきたいと思うのですが、ただ1点、海外事業者としての立ち位置で少し意見を共有させていただきますと、KYCのプロセスというのは、日本の事業者だけでなく海外の事業者にも適

用しておりますので、そういった意味では、弊社のような、海外と日本の両方のマーケットを知っているようなところが、しっかりとある程度、日本ではこういう課題があるというところを把握した上で、それに即したようなサービス展開というのができるというのが理想的なのかなという印象を受けております。かつ、やはりそれぞれ、例えばKYCのプロセス、それからいろんな義務化や法令化に当たっても、日本の国内だけで最適と思って例えば規制をつくった場合に、それが全く海外のマーケットと乖離してしまうというような懸念もございますので、そこも踏まえて、どういったことをすることで日本の市場が活性化して、かつ競争力も得られつつ、ただ、防犯的な面から見たリスクというものも、きっちりと対応できるものにしていかなければいけないのではないかなというふうに印象を受けています。よろしくお祈いします。

【森主査】 ありがとうございます。重要な御意見をいただきましたが、電話番号ですので、海外市場の活性化等々の、あと海外での競争力というようなことが果たしてどの程度、問題かということはあるかと思いますが、いずれにしましても御意見を承りました。ありがとうございます。

それでは引き続き、アルテリア・ネットワークスさんからお願いいたします。

【アルテリア・ネットワークス】 アルテリアですが、当社の場合もKYCプロセス相当のことは実施しています。今、義務化に関して言うと、皆さんからもう既に出ましたとおり、義務化される内容、チェックされる内容がどうなるのかと。KDDIさんも言っていました、それが実運用まで回るものなのかというものを判断しないと、義務化賛成、反対というのとも言えませんので、今後、もし義務化のほうに向かうのであれば、その内容を踏まえて意見をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。

それでは、厳密には事業者さんではないのですけれども、ユニファイド協会さんからもお願いしてよろしいでしょうか。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 JUSAです。議論をお伺いしているの所感となるのですが、確かに義務の程度が分からないので、各事業者が運用できるかどうかをYes・Noで回答することは難しいところがあるかと思ひます。

一方で、いわゆる固定電話に関するKYCの義務はないのですが、いわゆる電話転送事業者の固定電話番号を用いたサービスとして、自宅でリモートワークをする際に会社の電

話番号を使えるようにするというような電話サービスを提供している場合、KYCは、収法により義務化されています。電話転送事業者の目線で見たときに、同じ03の番号を提供する場合であっても、固定電話番号を従来から提供している事業者さんは義務がないが、一方で電話転送など回線を持たない事業者さんは義務化されている。また、利用者さんの目線からすると、03の番号なのに、例えばNTTさんから購入するときはKYCの義務はないけれど、例えばマイクロソフトさんから買うときには、それが義務化されていることになっています。これは非常に分かりにくい部分もあるかなと思います。

例えば、固定電話番号について電話転送事業者が負っているKYCの義務、現状の実情の義務を固定電話の事業者に対しても同様に課すということであれば、KYCのオペレーションが現時点で存在しており、その基準が明確だと思うので、運用について議論もしやすいのではないかと思ったところです。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。非常に説得力のある御意見をいただいたと思います。大谷さん、よろしかったでしょうか。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。義務化の内容をつぶさに説明しないで、いきなり義務化と言われても、またKYCと言われても、レベル感が、深さがいろいろだと思いますので、一概にいいとも悪いとも言えないという御意見はごもっともな点があるかと思います。多分、実際にこれだけの電話番号が特殊詐欺などに悪用されているという実態を考えると、何らかの制度的な対応が必要だと思いますので、そのときに事業者の運用が回らなくなるようなものではなく、事業者にとっても対応が可能で一定の効果が上げられる制度というのはどのぐらいなのかといったことについて、これからも事業者の皆様の御協力をいただきながら探っていくことができたらと思っておりますので、引き続き御協力をお願いいたします。

以上です。

【森主査】 どうもありがとうございました。重要な御指摘をいただいたと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 よろしいでしょうか。

【森主査】 どうぞ、お願いします。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 先ほどの議論で、法律上、義務化されたほうが利用者に説明しやすいかどうかという森先生の問いかけについてですが、当協会会員に話

を聞いていると、義務化されたほうが、利用者に対する説得力はあるという話が多いです。法律上の義務である旨を言い切れると、利用者にご了承いただけるケースが多いです。また、事業者間の申込時の運用の差がなくなるメリットも大きいため、全ての事業者が同一となるように規制がされるべきである、という意見は多いです。補足として申し上げます。以上です。

【森主査】 ありがとうございます。それは私もそうなのではないかと思ひまして、御意見を申し上げた次第でございます。

それでは、もし事務局から何かございましたらお願いいたします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。

先ほど大谷先生から、各事業者における対策をマトリックス化したものが欲しいというお話をいただいたと思いますので、そちらに関しましては事務局で作成させていただければと考えてございます。

【森主査】 ありがとうございます。そのようにしていただければ、このぐらいなら大丈夫じゃないかとか、そういう感触を持って御意見をいただけるのではないかと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、一通り御意見、御質問をいただいたようでございますので、このぐらいにしたいと思いますが、もし事業者さん、事業者団体さんに対して追加の御意見、御質問がございましたら、事務局までいただきますようお願いいたします。

それでは、議題の2つ目に参りまして、電気通信番号の犯罪利用に対する御意見ということで、河村構成員から御発表いただくことになっております。河村構成員、よろしくお願いいたします。

【河村構成員】 発表の機会をいただきまして、ありがとうございます。主婦連合会の河村です。

では、消費者団体の意見として申し上げます。次のページをお願いします。

固定電話番号を利用する転送電話サービスということで、これまでルール強化が重ねられてきたわけですが、その後も続く犯罪利用ということで、少し過去に消費者団体として発表したことについても触れておきたいと思ひます。先日のワーキンググループで電気通信番号が犯罪に利用される場合、その多くが固定電話の転送電話サービスが利用されているということが確認されたわけなのですけれども、全部が転送電話かどうかは分かりませんが、固定電話が番号として使われているということです。その固定電話の

転送サービスの詐欺的利用の問題につきましては、消費者団体として過去に2回、番号政策委員会において、消費者団体の立場から意見を述べてきました。平成30年には、消費者保護の観点から、固定電話番号を利用する転送電話サービスへのルールの導入が必要と発表いたしました。そして、令和3年に2回目の発表を行ったのですけれども、そのときには、令和元年5月になされた、転送電話に関する新たな条件などが追加された番号計画の制度化を受けて、その後も引き続き起こっていることが確認されている詐欺的利用について問題提起を行いました。

そのときの私の発表資料から少し引用したのですけれども、「令和元年5月からの新ルールの評価と今後」ということで、令和元年5月に、固定電話番号を使用する電話転送役務に関する条件等が規則に追加されました。それで、消費者相談の現場で現在でも確認できる転送電話を利用した悪質商法や詐欺。消費者被害だけではなく、今回問題になっている特殊詐欺等の詐欺を含めてです。被害が引き続き起こっているのは、導入されたルールの経過措置中であるために防止できていないのか、あるいは新しいルールになお不備や抜け穴があるのかは、消費者からは分からないと、そのとき申し上げました。というのは、これは令和3年の発表でございまして、その後、経過措置は令和4年5月21日で終了しております。

そのときの発表の引用の続きですが、現状を把握、分析した上で、消費者及び正当に転送電話を利用する事業者の利益、そして日本の0AB～J番号の信頼性、識別性を守るために、固定電話番号を使用する転送電話の不正な利用ができないルールの徹底が引き続き求められる。必要に応じてルールそのもの、あるいは運用の見直しがなされるべきと、令和3年に申し上げました。

「更なる制度整備の必要性」と書かせていただきました。その発表の年、令和3年の12月、電気通信番号計画が改正されて、電話番号・電話転送サービスの提供ルールにおける卸元事業者の責務の明確化がなされています。令和5年に施行されたルールですね。その上で、転送電話サービスの詐欺的利用に対するこれまでの制度整備や改正を経てなお、いまだに電話番号の犯罪利用の問題が解決されていないという現状は、さらなる制度整備の必要性を示しているということだと思います。

「視点を変えた制度整備の必要性」と書きました。これまでは転送電話役務に着目したものだと思うのですけれども、今回の提案の1つ目は、認定取消しのルールについてです。総務省は認定事業者のリストを公開しているわけですが、消費者は、リスト

に記載されている事業者は全て適正な事業者だと考えて取引を行ってしまうと思います。特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、リストには、総務大臣からの認定を受けた事業者として記載されたままとなります。特殊詐欺に関わるような事業者が認定され続けて、リストに掲載されていることは問題だと考えます。番号を悪用する認定事業者については、認定を迅速に取り消し、また再認定が容易に行われないような制度を整備することが求められると考えます。

2番目なのですが、不正利用のおそれが疑われる事業者は認定しない仕組み。そもそも総務省が認定を行う際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要ではないかと考えます。さらに事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないかと思います。現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているという御説明がありましたが、この点を見直して、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められると思います。

3つ目なのですが、卸先で電話番号が不適正に利用されないための対策です。現状、NTT東西等の電気通信番号の卸提供を行っている事業者は、卸先事業者に対し電気通信番号の提供を行う際に、相手方の本人確認等を行うこととされていますけれども、その先、その卸先の相手方が番号をどのように利用するかの詳細な確認まではしていないと理解しております。その結果、特殊詐欺に関わる事業者に数百にも及ぶ電気通信番号を卸してしまっているという実態があります。近年では、SNSで事業者の代表者となる人を募集して、その事業者に契約させて、仕入れた電気通信番号を特殊詐欺に利用するといったケースも見られるとの報告があります。卸先の事業者の番号利用の公正さを担保するために、事業者に対して電気通信番号の卸提供等を行う際には、当該番号が不適正に利用されないための対策などを講じさせるための制度上の仕組みが求められると考えます。

私からは以上です。ありがとうございました。

【森主査】 河村さん、御発表いただきまして、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。ただいまの河村さんの御説明に対して、ほかの構成員の方から御質問、御意見がございましたら、お願いします。

野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 河村さん、御発表いただきまして、ありがとうございました。

それでは、質疑応答、意見交換に入りたいと思います。ただいまの河村さんの御説明に対して、ほかの構成員の方から御質問、御意見がございましたら、お願いします。

野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 河村先生には御報告をいただきまして、ありがとうございました。御質問ではないのですが、感想に近いコメントをさせていただけたらと思っております。

今回の御報告は、消費者の権利を守るためにずっと活動してくださっている主婦連合会の会長からのお言葉、御発言ということで、私は非常に重いものだと思っております。御報告に尽きているかと思えますけれども、犯罪に結びつくおそれのある電話番号の制度であっては、我々が安心して電話番号を使うことができないので、そのようなおそれを排除するために、きちんと制度を整える必要があるというのは、本当にそのとおりだなと思いました。

前日も、電気通信事業法の1条の目的の規定を読んだという話をさせていただいたのですけれども、また今回、改めて現在の事業法の1条を読み直しておりますけれども、そこには「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し」と書いてありますから、この利益の中には、安心して安全に電話番号制度を利用するということも含まれるとすると、もちろん、犯罪予防のために事業法で何でもできるということはないと思えますけれども、今の現行法の建前の中でも、見直しをして制度をブラッシュアップする、そういう議論をしていかないといけないのかなと思いました。

どうもありがとうございました。私からは以上です。

【森主査】 野口先生、御意見をありがとうございました。ほかに御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 よろしいでしょうか。

【森主査】 日本ユニファイド通信事業者協会さん、お願いいたします。

【日本ユニファイド通信事業者協会】 御発表ありがとうございます。

まず、先生にご説明いただいた部分の根幹については私どもの考え方も同じでございます、全く異存ございません。ただ状況が変わっているところがございますので、一部分だけお含みおきいただきたいというところでお話しさせていただきます。平成30年の情報通信審議会等で電話転送役務の規制が議論された際には、おっしゃるとおり、犯罪の大

宗は固定電話番号を用いたものであったと我々も認識しています。ただ、現状、様々な電気通信事業等の改正を経て、様々な対策が取られた結果、いわゆる犯罪を行う側からすると、固定電話だけで商売しにくくなっているというところを背景として、現在は0AB～Jの番号帯以外の様々な番号が入手され、犯罪等に利用されている認識であります。いわゆる番号の種別については、多様性が出てきているというところがあるかと思えます。

昨今、そういった状況がございますので、議論が固定番号だけにフォーカスされてしまうと、逆にアンバランスが生まれるのではないかという懸念がございますので、御議論の際は、こういった時代の背景、動きなどについても、ぜひお含みいただければなと思えます。

以上です。

【河村構成員】 河村ですけど、コメントしてもよろしいですか。

【森主査】 どうぞ。もちろんです。

【河村構成員】 おっしゃるとおりでございまして、多分、私の2ページの最初の四角が、「犯罪に利用される場合、そのほとんどが」と書いてしまったのですが、固定電話が利用される場合、そのほとんどが転送電話サービスを利用しているということだったのを、書き方を間違えたかもしれません。要するに、転送電話サービスについて、過去、2度の発表を行って来て、そこにターゲットを絞ってルールの改定の意見を述べて、それもなされてきたということを振り返るところの最初にこれをつけてしまったのですけれども、おっしゃるとおり、これは1回目のところに出てきた資料とニュアンスが違っていると思えます。

そういうわけで、今回私が出した1から3までの御提案は、固定電話だけにかぶっているとは私は考えていないのですけれども、細かいところはこれからの委員会等の議論になるとは思いますが、消費者団体としては、認定の仕組みのところ、もう少し制度の整備が必要であるということを申し上げました。今日の委員の先生方のコメントの中にも、計画の認定のところ、もっと洗練されたほうがいいのではないかという御意見とかがありましたので、そういう趣旨でございます。

以上です。

【森主査】 ありがとうございます。御趣旨は、日本ユニファイド通信事業者協会さんの御意見は重要な御指摘だったと思えますし、河村さんの御意見も、なるほど、納得いたしました。

それでは引き続き、大谷さんからお願いいたします。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。河村構成員からの御発表をいただいたとおりで、どれも共感できるところなのですけれども、先ほどの事業者の方からの御意見などを聞いていると、今ちょうど映していただいている一連の御提言の中の最後のところですね。つまり、本人確認だけでは対応できない部分。どのような目的で電話番号を取得されて卸提供しているのかといったところの確認などは、実際、どこから手をつけていいのか分からないところだと思いますので、どうしてもこの部分というのは事前の対応というよりは事後的な対応に頼らざるを得ない部分になってくるのかなとは思っております。ただ、事前の対応によって防ぐことができるケースがあるようでしたら、あるいはそういう制度の考え方があるようでしたら、御示唆を追加でいただければと思っております。

私のほうで思いつくのは、例えば二次卸などを原則禁止として、二次卸に至る場合には、もう少し難しい確認の要件を課すというようなやり方もあるかと思えますし、あと、事業者の取組として、ブラックなというか、一度でも犯罪に使われるなどの通報があった電話番号は二度と使わないように管理をするというようなこともあったかと思えますので、そういったことの組合せで未然に防げるという可能性があるのかなとは考えておりますけれども、河村構成員の御意見も改めて伺ってみたいと思っております。

それから、併せてコメントなのですけれども、前回、警察庁からお話しいただいて、これは非公表のグラフだったのであまり細かくは言えないのですけれども、先ほど来、固定電話のほかにも携帯電話が使われているケースがあるとか、対策を講じてきたという実情があるということに加えて、先ほども事業者からありましたように、海外の、国際電話というのでしょうか、それを使った悪用のケースが昨年以來、拡大しているということについては、別紙の対応が必要になってくると思われますので、その点についても追加でコメントなどいただけるようでしたらお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【森主査】 大谷さん、ありがとうございました。河村さん、いかがでございましょう。

【河村構成員】 ありがとうございます。3番の提言のことということでよろしいですか。

【大谷主査代理】 3番の御提言の具体的な方法について、何かアイデアをお持ちかどうかということが、まず1点です。2点目は、国際電話とか、それから海外事業者への対策ということで、何か具体的なアイデアをお持ちであれば御披露いただきたいということで、この3つの提言の中に含まれているということであれば、それで結構でございます。

よろしくお願いいたします。

【河村構成員】 ありがとうございます。

まさに今日、事業者さんたちのそれぞれのコメントをお聞きしていても、なかなか具体的な中身というのは難しいなということは、今の時点で思っていますし、それはここでのこれからの議論かなとは思っています。現段階では、ここにも書いてあるのですけれども、卸先事業者に対して本人確認等を行うとしているのですけれども、その先ですよ。その卸先事業者が電話をユーザーに提供する際の本人確認等などが確実になされているのかどうか、今現在ルール上、それがどうなっているのか詳細は分からないのですが、そこをもっと明確にしていくということも、単純なことですけれども、1つではないかと思っています。それ以外はちょっと、私は今日、JUSAさんの御発表など聞いていて、そこにいるいろとヒントがあったと思いますけれども、具体的には私自身も今申し上げるのは難しいと思います。

海外のことに對しましては、それも具体的に特に海外の事業者に対してという中身を考えていないのですけれども、海外の事業者にも日本のルールを守っていただく以外にないのではないかとこのところではあります。以上です。

【森主査】 河村さん、ありがとうございます。大谷さん、いかがでしょうか。

【大谷主査代理】 ありがとうございます。明快なお考えを示していただいたと思っております。

私は、3つ目の御提言につきましては、番号の利用方法についての詳細な確認を義務づけるのはなかなか厳しい点があると思っておりますし、また、こういった卸先の事業者について一定の本人確認をしても、そこが悪質な事業者だった場合に、そこにさらに本人確認の義務を課すということで、法律制度上、利用者が個人情報を提供しなければいけない状況になるということについては、新たなリスクをはらんでいるとも思いますので、慎重に検討していく必要があるかなと考えているところでございます。引き続き、消費者サイドの御意見をたくさん寄せていただければと思います。どうもありがとうございました。

【森主査】 大谷さん、河村さん、ありがとうございました。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、もし河村さんの御発表につきまして追加的に御質問、御意見がございましたら、事務局まで御連絡いただきますようお願いいたします。

それでは最後に、議題3、その他に移りたいと思います。今後の予定について、事務局

から御説明をお願いします。

【中田番号企画室課長補佐】 事務局でございます。今後の予定でございますけれども、次回ですが、ウェブ会議による会合を6月21日金曜日の15時から開催させていただく予定となっております。

事務局からは以上となります。

【森主査】 ありがとうございました。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、全体につきまして、皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいですかね。

それでは、以上をもちまして、本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第2回会合を終了いたします。皆様、お忙しい中御出席をいただきまして、また、丁寧な御発表と活発な質疑応答をいただきまして、誠にありがとうございました。